

電力不足に伴う市庁舎における節電行動計画

1 目的

東日本大震災の影響による電力需給対策の一環として、使用制限の解除後も継続的に節電行動を実施しておりますが、今夏における電力需要についても、昨年同様厳しい状況が見込まれていること、また市民文化センターが稼働を再開していることから、一部を修正し、引き続き職員が一丸となり、率先して省エネ・節電に取り組むこととします。

2 取組内容

(1) 全般

① 電力需要が増大する6月から9月の電気使用量について、平成22年度の電気使用量に比べて20%の削減となるよう、各種設備の運転管理を実施します。

また、市庁舎及び市民文化センターを併せた最大需要電力（デマンド値）を、契約電力900kwに対し、755kw（市庁舎455kw・市民文化センター300kw）で設定し、双方が連携を図りながら最大需要電力を抑制します。

※ 国から電力制限令等が発令されるなど、電力抑制目標が設定された場合には、その内容に合わせた見直しを行います。

② デマンド警報が発令された場合は、適時、業務に支障のない空気調和設備を停止します。

③ 原則として業務に支障をきたさない範囲で実施します。

④ 空調運転については、職員及び利用者の熱中症等に十分配慮します。

(2) 照明設備

① 執務環境に配慮するために、必要な照度（500lx程度）を確保しながら、部分的な消灯、または照明の間引きを実施することで、照明の使用電力を削減します。

② トイレ、会議室等については、使用時間以外の消灯を徹底します。

③ 水銀灯、ナトリウム灯は、蛍光管に比べ電力消費量が高いことから、市民ロビー吹抜照明は常時消灯することとし、議場についても、部分消灯を実施します。

④ 避難階段については、必要な照度を確保した上で、間引きを実施します。

⑤ 節電対策が長期化することが懸念されることから、LED照明等への切り替えを検討します。

⑥ 市庁舎の消灯時間を原則21時とします。

(3) 空気調和設備

- ① 冷暖房を行わない中間期においては、原則として各階空気調和機は運転しません。
- ② 市庁舎はセントラル空調方式を採用しているため、夏季、冬季には、熱源機器で生成した冷温水を、各階の空気調和機及びファンコイルユニット内に循環させ、冷暖房を行っていますが、原則として各階空気調和機は運転せず、ファンコイルユニットのみの運転とすることで電気使用量を削減します。

なお、ファンコイルユニットのみの運転では執務環境が著しく悪化すると認められる場合には、必要に応じて空気調和機を運転します。

- ③ 熱源機器である冷温水発生機については、原則として2系統ある内の1系統のみを運転し、外気温度、負荷状況により適時断続運転とします。
- ④ 冷温水ポンプについては、中央監視員が室温及び冷温水の状態を判断し、手動で運転します。
- ⑤ 執務空間の空気環境が悪化することを防止するため、状況に応じて各階の排風機を運転します。それでも空気環境が改善されない場合には、必要な空気調和機を運転します。
- ⑥ 冷温水発生機にて生成された冷温水は一定時間その温度を維持することができるため、16時の外気温度を基準として、下表のとおり冷温水発生機の停止時間を管理します。

※ 外気温度と冷温水発生機の停止時間（冷房時）

外気温度	29.0	30.0	31.0以上
停止時刻	16:45	16:50	16:55

※ 外気温度と冷温水発生機の停止時間（暖房時）

外気温度	15.0	12.0	10.0	5.0	0.0以下
停止時刻	16:00	16:30	16:40	16:50	17:00

- ⑦ 冷温水ポンプは手動にて17時10分に停止します。
- ⑧ 空調設定温度は、下表の値を限度とします。ただし、設備機器の運転に支障をきたす恐れがある部屋については適用除外とします。

※ 空調設定温度

冷房時	28.0
暖房時	19.0

(4) 昇降設備

荷物運搬等やむを得ない場合を除き、職員はエレベータの使用を控えます。

(5) O A機器

庁内ネットワークに接続されているパソコン485台について、日本マイクロソフト社が提案する節電方法を参考に、資産管理システムを通じて、次のとおり省電力モード等の設定を統一的に実施します。

- ① ディスプレイの電源を切る時間を5分に設定します。
- ② システムスタンバイ（スリープ状態）にする時間を15分に設定します。
- ③ ディスプレイの明るさを40%に設定します。

これにより月当たり約1,920kwの電力量の削減が見込まれます。また、プリンタ等の事務機器についても、未使用時に省電力モードに切り替える他、間引き運転をすることで、さらなる節電に努めます。

(6) その他

- ① トイレ、会議室について消費電力量がわかる掲示物を設置し、見える化を進めることで利用者の省エネ意識をさらに高めます。
- ② 節電手法及び効果を検証し、今後の省エネ対策に反映します。